

# (新規・更新) 月極契約の利用者様へ

自転車駐車場月極（新規・更新）をされた方は、大津市自転車駐車場条例、同施行規則に定めるほか、下記の遵守事項を必ずお読みいただき当駐車場をご利用ください。

平成 29 年 6 月 1 日

## 【自転車駐車場利用におけるの遵守及び注意事項】

1. 利用の際には、管理人が「月極駐車定期券」（以下「定期券」という）の提示を求めることがありますので、常に本券を携帯して下さい。
2. 定期券は、記名者本人以外は駐車使用できません。また、学生割引を利用の方は、更新時は必ず学生証の提示をして下さい。（ご家族の方でも使用できませんので、それぞれにご契約をお願いします。）
3. 定期券を紛失した場合は管理人に伝えて、更新前には事前に再発行を受けてください。
4. 定期券発行時に納入された利用料金は、大津市の収納金となりますので、払い戻しや返金は一切できませんのでご承知ください。
5. 駐車場において自転車の形状によっては、お断りする場合があります。  
（電動付き自転車・前後にカゴ及びチャイルドシート付き等）は、申し込み時に管理人にお尋ね下さい。  
また、契約後に電動車等の乗り換えされる方は、必ず管理人にご相談下さい。無断で乗り換えた場合は、やむを得ず更新月に契約解除とさせていただく場合がありますので、ご注意下さい。
6. 月極契約を登録制の駐車場に申し込みされているお客さまには利用日が確定した時点で、登録された電話にご連絡しますが、2度3度の電話が繋がらなかったり留守電になっている場合がありますので、必ずお客様ご自身で、着信履歴を確認して駐車場に連絡を頂きますようお願いいたします。最終連絡の後5日以内に返信が無い場合については、残念ではありますが登録のキャンセルとして処理させていただきますのでご理解頂きます様お願いいたします。
7. 自転車及び原付車両から離れる際は、必ず施錠をして下さい。
8. 駐車場利用中に起きた自転車及び原付車両等の盗難、破損、事故については責任を負えませんので、ご理解ください。
9. 駐車場場内は、乗車したままの入場及び退出は禁止しておりますので必ずお守り下さい。
10. 更新手続期間は毎月20日から同月末までとし、午前7時より開始し、午後7時45分に更新受付を全て終了します。（\*但し12月は15日～30日で終了します）。

新規契約受付	更新手続受付	受付時間
毎月1日から (売切れ次第終了)	毎月20日から月末 (12月は30日まで)	午前7時から午後7時 45分

11. 上記10の更新手続期間に更新をされなかった場合は、翌月からの月極契約は解約されたものとさせていただきます。  
\*更新忘れの場合は、新規契約となり利用をお断りする場合がありますので十分ご注意下さい。更新忘れについての申出は一切受付いたしません。  
\*更新月に事情があり事前に連絡を頂いた場合は、内容によっては更新日の延長をする場合もあります。
12. 契約者が駐車場の利用にあたり、利用上の注意事項及び遵守事項を守らないなど、管理上に不都合が生じた場合で、管理人の注意や警告を無視された利用者に対しては駐車場の更新手続を行わない場合もありますのでご注意下さい。
13. 更新時において原付及び自動二輪の排気量変更等については、新規受付の扱いとなり更新の受付は行いません。

大津市自転車駐車場

指定管理者 大津におの浜障害者福祉協会